

産業廃棄物最終処分場（三原市）に係る水質検査結果について

1 要旨・目的

- ジェイ・エー・ビー協同組合（以下、「事業者」という。）が設置する産業廃棄物最終処分場（三原市）について、地域住民の生活環境への懸念を踏まえ、処分場の浸透水、周縁の地下水及び下流の水路の水質調査を実施したので、その結果及び今後の対応について報告する。

2 現状・背景

- 県は、産業廃棄物最終処分場の浸透水の行政検査において、BOD^{*}が廃棄物処理法の基準値を超過したことから、事業者に対して原因の究明及びそれに応じた改善措置を内容とする生活環境の保全上必要な措置を講じること等について令和6年11月11日付けで指導（警告）した。

※ BODは微生物が水中の有機物を酸化分解する際に消費する酸素量で、有機物による汚染の度合いを評価する指標。これ自体は人の健康に直接影響を及ぼす物質ではない。

- その後、事業者から改善報告書が提出され、県において、専門家の助言も受けながら、改善措置の内容が適正であることの検証及び浸透水の水質が行政検査により基準に適合していることを確認したことから、令和7年4月25日付けで産業廃棄物の搬入及び埋立処分の再開を認めた。
- 事業者は5月7日から搬入を再開しており、今般、再開後、初の行政検査を実施した。

3 概要（水質検査結果）

(1) 実施日

令和7年5月21日（5月28日結果判明）

(2) 実施内容

ア 廃棄物処理法に基づく行政検査

(ア) 対象

最終処分場の浸透水及び周縁の地下水

(イ) 検査結果

浸透水及び周縁の地下水については、全ての検査項目で維持管理基準に適合していた。

検査項目	単位	浸透水		地下水	基準値 ^{※1}
		①北西部	②北東部	③下流井戸	
1 BOD	mg/L	1.5	0.5 未満	0.9	20
2 COD	mg/L	4.6	1.1	1.5	40

※1 基準値（浸透水に係る基準省令で定める基準）

浸透水が基準を超過した場合は、産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、生活環境保全上必要な措置を講じることとされている。

地下水は、検査結果により水質の悪化が認められた場合に、原因の調査その他生活環境保全上必要な措置を講じることとされている。

イ 地域住民の懸念を踏まえた周辺の水質調査（三原市と連携）

(ア) 対象

最終処分場下流の水路（日名内川農業用取水口付近）

(イ) 検査結果

CODについては、参考とした農業用水質基準^{※2}に適合していた。

検査項目	単位	④日名内川 農業用取水口付近	【参考】 農業用水質基準 ^{※2}
1 BOD	mg/L	1.8	—
2 COD	mg/L	4.3	6

※2 農業用水質基準は、法的な基準ではないが、昭和45年に農林水産省が学識経験者の意見も取り入れ、水稻の正常な生育のために望ましい灌がい用水の水準としてとりまとめ、参考にされている。

4 今後の対応

- 処分場の浸透水及び周縁地下水については、引き続き、行政検査を強化して実施する。
- 浸透水等が維持管理基準を超過した場合は、廃棄物処理法に基づき厳正に対処する。
- 周辺の水路については、地域住民の不安の声も踏まえ、三原市とも連携し、当面、調査を継続する。

【参考】水質検査採水箇所

